

福岡県工賃向上計画

平成24年12月

福岡県

1 計画策定の趣旨

国において、平成19年2月にまとめられた「成長力底上げ戦略」の中で、「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、障害者について可能な限り就労による自立・生活の向上を図ることとしています。

障害者施設で働く障害者については、工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、「福祉から雇用へ」の取組の一環として「工賃倍増計画支援事業」が創設されました。

こうした中、本県でも障害者施設で働く障害者の工賃水準の向上に取り組むため、平成19年度から平成23年度までの5年間で平均工賃の倍増を目指す「工賃倍増5か年計画」を策定するとともに、授産製品を広くPRするため、障害者がつくる製品や提供するサービスを総称して「まごころ製品」と名付け、販売の促進を図るなど、工賃向上への取組を進めてきました。

この取組の結果、同計画開始前の平成18年度に約11,700円であった工賃倍増計画対象施設（※）の平均工賃月額は、計画期間中の景気の低迷などの影響もあり、平成20年度に約11,200円へと落ち込みましたが、その後は徐々に上昇しています（表1）。

平成23年度末で「福岡県工賃倍増5か年計画」は終了しましたが、障害者が自立して地域で生活するためには、年金収入のほか、工賃収入が重要な位置を占めることから、現状や課題を踏まえたうえで、新たに「福岡県工賃向上計画」を策定し、市町村や産業界等との連携を深めるとともに、県及び県内の障害者施設や関係団体が一体となって障害者の工賃向上を目指すこととします。

※ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供する事業所及び通所・入所授産施設や小規模通所授産施設（雇用契約を締結する就労継続支援A型事業所及び福祉工場を除く。）

<表1>平均工賃等の推移

年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
平均工賃	11,664円	11,724円	11,191円	11,571円	11,791円	12,784円
対象施設数	193施設	199施設	216施設	226施設	248施設	279施設

2 計画の性格・位置づけ

福岡県総合計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）及び福岡県障害者福祉計画（第2期）（計画期間：平成24年度～平成26年度）において、障害者施設で働く障害者の平均工賃月額が平成28年度までに全国平均を上

回ることを目標としています。(平成22年度全国平均13,079円) これを受け、本計画は福岡県障害者福祉計画(第2期)の行動計画として、工賃向上に取り組むものです。

また、本計画は、国が定める「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(平成24年4月11日障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に即して、県としての目標工賃や取り組むべき具体的な方策などを定めるとともに、各障害者施設においても目標工賃の設定などの具体的な取組を進めるなど、県と障害者施設が協働して、その実現を図ろうとするものです。

3 計画の期間・対象事業所

① 計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3か年とします。

② 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所とします。

※ 対象事業所の考え方

国が定める「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針においては、「就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所(生産活動を行っている場合。以下同じ)、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない(2(2)ウ)とされていますが、就労継続支援A型事業所は、雇用契約に基づく就労であり、最低賃金法(昭和34年法律第137号)が適用されていること、生活介護事業所及び地域活動支援センターは就労の機会の提供を主たる目的とするものでないことから、本計画の対象としないこととします。

4 現状について

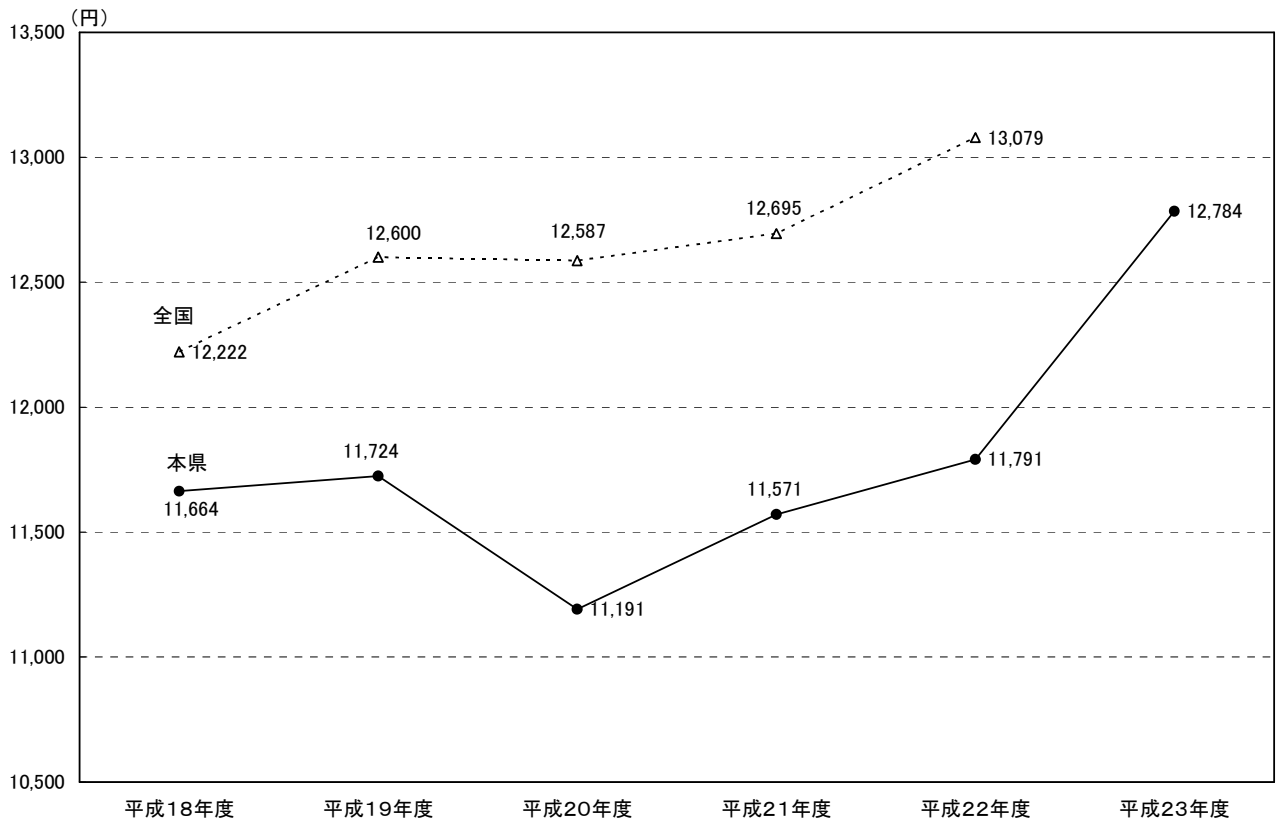
「工賃倍増5か年計画」策定前における本県の工賃倍増計画対象施設の平成18年度の平均工賃月額額は表2のとおり、11,664円(全国順位30位。全国平均12,222円)であり、全国的にも低い水準でした。

「工賃倍増5か年計画」の最終年度である平成23年度の対象施設における平均工賃月額等は表2のとおりであり、施設数は279箇所(対平成18年

度比 44.6%増)、工賃支払対象者延べ人数は、69,428人(対平成18年度比 2.3%増)、工賃支払総額は887,601,275円(対平成18年度比 12.2%増)となり、この結果、平均工賃月額は12,784円(対平成18年度比 9.6%増)となっています。

施設数及び工賃支払対象者延べ人数ともに増加する一方、施設種別では旧体系の施設から障害者自立支援法に基づく就労継続支援B型事業所への移行が進み(247事業所 対平成18年度比 12.4倍)、福祉的就労の場は年々拡大しています。平均工賃月額は、全体的には平成18年度の11,664円から平成23年度は12,784円と、1,120円(9.6%)の向上を見たものの、表3のとおり10,000円未満の施設が約50%(135施設)あり、そこで働く障害者の延べ人数が全体の約45%(30,456人)を占めるなど、障害者が経済的な自立を実現するためには、現状の工賃は決して十分とはいえません。

<図1>本県及び全国の平均工賃の推移



＜表 2＞平成 18 年度と平成 23 年度の比較

施設種別	平成18年度				平成23年度				平均工賃			
	施設数 (箇所)	工賃支払 対象延べ人数 (人)	工賃支払総額 (円)	平均工賃 (円)	施設数 (箇所)	工賃支払 対象延べ人数 (人)	工賃支払総額 (円)	平均工賃 (円)	増減額 (円)	増減率 (%)		
	就労継続支援B型事業所	20	1,069	13,717,447	12,832	247	58,959	784,679,917	13,309	477	3.7	
授産施設	身体	入所	9,889	165,260,469	16,712	—	—	—	—	—		
		通所	4,978	91,851,275	18,451	4	1,041	16,147,566	15,512	▲ 2,939	▲ 15.9	
	知的	入所	12	10,372	91,125,946	8,786	3	2,417	25,005,252	10,346	1,560	17.8
		通所	74	31,364	318,589,379	10,158	15	5,594	45,532,834	8,140	▲ 2,018	▲ 19.9
	精神	入所	4	1,127	5,369,675	4,765	1	293	1,839,500	6,278	1,513	31.8
		通所	14	3,468	51,632,104	14,888	6	898	13,284,406	14,793	▲ 95	▲ 0.6
入所・通所授産施設合計	138	61,198	723,828,848	11,828	29	10,243	101,809,558	9,939	▲ 1,889	▲ 16.0		
小規模通所授産施設	身体	知的	2,242	24,659,177	10,999	3	226	1,111,800	4,919	▲ 6,080	▲ 55.3	
		精神	8	1,052	9,102,438	8,653	—	—	—	—	—	
	合計	11	2,289	20,090,836	8,777	—	—	—	—	—	—	
小規模通所授産施設合計	35	5,583	53,852,451	9,646	3	226	1,111,800	4,919	▲ 4,727	▲ 49.0		
工賃増対象施設	193	67,850	791,398,746	11,664	279	69,428	887,601,275	12,784	1,120	9.6		

※「一」は、新体系への移行等により平成 23 年度に当該障害者施設が存在しない場合

<表3> 工賃倍増対象施設における平均工賃の施設及び工賃支払対象者延べ人数分布状況（平成23年度）

平均工賃(月額)	施設数		工賃支払対象者延べ人数	
	施設数	割合	延べ人数	割合
5,000円未満	47	16.9%	8,047	11.6%
5,000円以上10,000円未満	88	31.5%	22,409	32.3%
10,000円以上15,000円未満	77	27.6%	19,355	27.9%
15,000円以上20,000円未満	32	11.5%	9,283	13.4%
20,000円以上25,000円未満	17	6.1%	4,845	7.0%
25,000円以上30,000円未満	11	3.9%	3,843	5.5%
30,000円以上	7	2.5%	1,646	2.3%
計	279	100.0%	69,428	100.0%

5 目標工賃の設定

前述のように、本県では総合計画において、平成28年度までに平均工賃が全国平均を上回ることを目標としています。このため、対象期間が平成24年度から平成26年度とされている本計画においても、この目標に沿った設定を行うことが必要です。平成18年度から平成22年度における全国平均の伸び率は年平均1.7%であり、今後も同率で全国平均が推移するとした場合、平成27年度に全国平均を上回るためには、本県の平成22年度平均工賃実績額を基準額として毎年4.8%増の計画とすることが必要となります（図2）。このことから、就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）における本計画の各年度ごとの目標工賃を以下のとおり設定します。

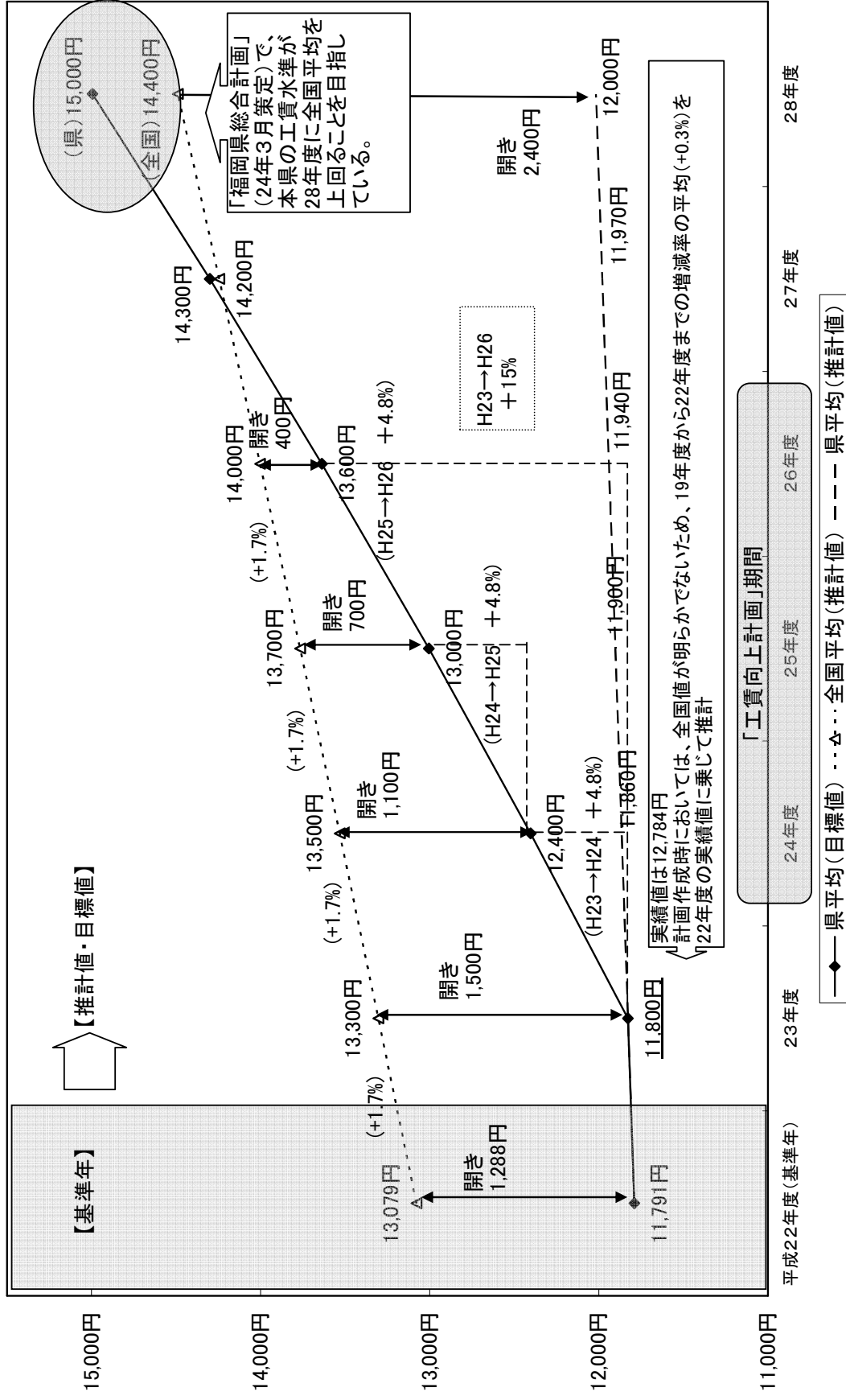
（対前年度増加率（月額（参考値）（基準年：平成22年度））

平成24年度	対23年度4.8%増（12,400円）
平成25年度	対24年度4.8%増（13,000円）
平成26年度	対25年度4.8%増（13,600円）

6 計画の進捗管理

平成26年度までの各年度において、本計画の達成状況の把握を行い、その結果を県ホームページへの掲載により公表します。

＜図2＞各年度における目標工賃の設定



7 県と事業所の役割

① 事業所の役割

工賃の向上は、各事業所の就労支援に向けた強い意識や主体的な取組があって初めて実現が可能となるものです。各事業所は、「工賃向上計画」を作成し、その実現に向けて、管理者が中心となり、事業所の職員が利用者やその家族等とともに地域と連携しながら、具体的な方法と目標、年次計画などを策定して取組を進める必要があります。

② 県の役割

県は、各事業所が工賃向上への取組を円滑に進めることができるよう、市町村等関係機関との連携を深めるとともに、国の補助金等の活用などにより、「まごころ製品」の販売機会の拡充、各種広報媒体を通じた認知度の向上及び事業所等に対する情報提供や関係機関・団体との連携を促進することにより、本計画の実現に向けた関係施策の充実に努めます。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進法」という。）が平成25年4月に施行されることから、拡大が期待される官公需に対応するための取組についても関係機関と連携し、その推進に努めます。

8 支援のための具体的方策

福岡県障害者福祉計画（第2期）に基づき、就労継続支援（A型、B型）事業所を整備することにより、障害者の皆さんの働く場の確保を進めるとともに、障害者の皆さんの収入向上を図るため、以下の事業に取り組みます。

なお、事業の実施に際しては、各年度における予算の定めるところにより実施します。

① 障害者優先調達推進法の施行に伴う発注促進に向けた取組

障害者優先調達推進法の施行に伴い、(1)県庁内に推進本部を設置し、事業所からの調達推進に取り組むとともに、(2)市町村と連絡会議を設置し、市町村における事業所からの調達の促進を図ります。

② 企業等が消費者等に無償で配布する販促品（ノベルティ商品）への「まごころ製品」の採用の働きかけの強化

「まごころ製品」の安定的かつ大口の発注が見込まれるノベルティ商品を採用する民間企業等の開拓に努めます。

③ 大型商業施設等での販売会の実施

県民のみなさんに広く「まごころ製品」をPRするとともに、「まごころ製品」を一つでも多く手にとって、購入いただくため、大型商業施設等で販売会を実施します。

④ 県庁舎、総合庁舎での販売会の実施

県庁舎（総合庁舎）を訪れる県民のみなさんに「まごころ製品」を広くPRするとともに、「まごころ製品」の販売機会を拡充するため、県庁舎、総合庁舎での販売会を継続して実施します。

⑤ 福岡県が実施する各種イベントへの出店

福岡県が実施する各種イベントに参加する県民のみなさんに「まごころ製品」をPRするとともに、「まごころ製品」の販売機会を拡充するため、関係各部と連携のうえ、イベントへの出店機会の拡充を図ります。

⑥ 芋焼酎「自立」の販売促進

県と障害者施設が共同開発した芋焼酎「自立」の販売促進のため、各種広報媒体を活用して知名度の向上を図ります。

⑦ 「まごころ製品」の改良・新製品開発と販路拡大

民間企業等の能力を活用して「まごころ製品」の改良と新製品開発を行うとともに、販路の拡大を図ります。

⑧ 各種研修会等の実施

経営や販売に関する研修会や優良事例を紹介する研修会等を実施し、事業所の管理者や職員の意識の向上を図ります。

⑨ 市町村への働きかけの強化

障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、事業所の取組に対する積極的な支援について市町村への働きかけを強化します。

⑩ 民間企業等や経営者団体等との連携・協力の推進

民間企業等や農業団体などが求める製品・サービスに対するニーズの把握に努めます。

また、事業所に対する経営指導などの協力が得られるよう民間企業等との連携・協力を推進します。

特に「企業の社会貢献活動（CSR）」に取り組む民間企業等と積極的な連携・協力を推進します。

⑪ 受注の取りまとめを行う共同受注窓口の設置の検討

印刷、清掃等の各種サービスの提供が可能な事業所の案内、大量受注の場合の事業所への割当等を行う共同受注窓口の設置について、福岡県社会就労センター協議会等と連携し、設置に向けた協議・検討を行います。

⑫ 更なる工賃向上のための調査・分析の実施

各事業所から実施事業の詳細な情報の提供を受けることで、工賃向上のための製品・サービス毎の原価計算等の分析を行い、その結果に基づき、より効率的な工賃向上のための施策の展開を図ります。